

検査機関登録要件確認シート

下表の左欄を確認のうえ、該当する場合は右欄に「○」を記入してください。

① 次のいずれか該当するものに○を記入ください。	
イ. 住宅品質確保法第5条に定める登録住宅性能評価機関	
ロ. 建築基準法第77条の21に定める指定確認検査機関	
ハ. 建築士法（昭和25年法律第202号）による建築士事務所登録を行っている事業者	
② 既存住宅の構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分についての検査に係る規定の作成、及び提出が可能である。	
③ 既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成29年国土交通省告示第81号）に基づき、国土交通大臣が登録した既存住宅状況調査技術者講習を受講した者が所属している（本人を含む）。	
④ 瑕疵保証検査を行う者として、一級建築士、二級建築士、又は木造建築士が所属している（本人を含む。）。	
⑤ 保証責任の履行に係る担当部署または責任者が配置することが可能である。	
⑥ 瑕疵保証検査を行う者として所属している建築士が年間保険申込み予定数120戸までの場合1名以上、120戸を超える場合1名に加えて120戸毎に1名以上所属している。	
⑦ 瑕疵保証検査を行う者として所属している建築士が東京建築士会の会員である。	

検査機関登録手続きの際は、確認事項に関連して下表の書面提出が必要になりますので、併せてご確認ください。

全事業者必須	1)	・検査機関登録申請書（住宅保証機構書式）
	2)	・検査機関登録要件申告書（住宅保証機構書式）
	3)	次のいずれかの書面の写し
		・登録住宅性能評価機関登録証
		・指定確認検査機関指定書
	4)	・建築士事務所登録証
		・建設業許可証
5)	検査に係る規定	
	「構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分についての検査」の「実施内容」、「手順」及び「技術基準」が定められている書面をご提出ください。	
6)	次のいずれかの検査業務の実績（直近3年間5件以上）を証する書面	
	・検査実施状況の管理簿等の写し	
7)	・検査報告書等の写し	
	※「当社所定の研修等（既存住宅状況調査技術者講習）」の受講により、検査業務実績の要件を替える場合は提出不要です。	
8)	・一級建築士、二級建築士、又は木造建築士であることを証する免許証（写）又は免許証明書（写）	
	※「検査機関登録要件申告書」に記載した建築士に関する免許証の写し又は免許証明書の写しを提出してください。	
9)	・事故処理体制等を証する書面	
	※保証責任の履行にかかる担当部署または責任者がわかる組織図等の書面を提出してください。	
該当する場合提出	8)	・預金口座振替依頼書（金融機関からの引き落としを希望される場合） ※まもりすまい保険の事業者届出時等に提出していただいた預金口座振替依頼書の口座からの引き落としを希望される場合等は、新たに預金口座振替依頼書の提出は必要ありません。
適用を希望する場合必須	9)	・支店等届出を希望する場合の提出書類 1. 支店等届出申請書 2. 預金口座振替依頼書（支店等の届出を希望する支店等の口座から保険料等の引き落としを希望する場合）

上記確認事項に相違ありません。また、上記に該当しない事項があった場合、及び書面提出が出来ない場合、裏面の欠格事由に該当する場合は、「まもりすまい既存住宅保険検査機関登録予定証」が無効であることを承知します。

事務所（事業所住所）	
事務所（事業所）名	
署名・印	印

欠格事由

次のいずれかの事由に該当する場合には検査機関登録を行うことはできません。

1. 当該登録検査機関を保険契約者および被保険者とする住宅保証機構との間の保険契約（既存住宅保険契約に限らない。）において、重大な告知・通知義務違反または不誠実な行為を行った場合
2. 異なる時期に瑕疵保証検査を実施した住宅において同一原因による事故が多発するなど、検査能力が著しく低く保険の引受けにかかる危険が特に大きいと当社が判断する場合
3. 重要な事項に関する虚偽の記載等の不正な手段により検査機関登録を行った場合
4. 前1号から3号までに規定する事由により住宅保証機構から登録を抹消され、その抹消の日から3年を経過していない場合
5. 次の関係法令のいずれかに該当して、その処分の日から5年を経過していない場合
 - イ. 住宅品質確保法第24条の規定による登録の取り消し
 - ロ. 建築基準法第77条の35の規定による指定の取り消し
 - ハ. 建築士法第26条の規定による登録の取り消し
 - ニ. 建設業法第29条の規定による許可の取り消し
6. 検査機関登録の有効期間中に表面の登録要件を満たさないことが明らかになった場合
7. 暴力団員その他の反社会的勢力の関係者である場合